

様式第2号（第5条関係）

（仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案）に関するパブリックコメントの結果について

令和6年（2024年）12月19日

税制課

（仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。

記

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------|----------|
| 1 意見募集期間 | 令和6年10月1日～10月31日 | |
| 2 意見募集結果の公表日 | 令和6年12月19日 | |
| 3 ご意見の提出状況 | ご意見を提出された方の人数
ご意見の件数 | 1名
2件 |
| 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方
(内訳) | 別紙記載のとおり | |

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて骨子案を補足修正または追加記載したもの 〇件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 〇件

【対応3（説明・理解）】

市としての考え方を説明し、ご理解いただくもの 〇件

【対応4（事業参考）】

骨子案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 2件

【対応5（その他）】

骨子案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 〇件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、税制課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

お問合せ先

熊本市 税制課

電話番号 096-328-2174

様式第2号（第5条関係）別紙

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
5本市の宿泊税制度方針と論点について	「導入後2年が経過した時点で初回の見直し検討を実施、その後は5年ごとに見直しを行う。」とあるが、初回の見直しを2年が経過して行うのは当然のことと考えるが、その際には、市民や事業者（宿泊施設の運営者）に対して、意見聴取を実施すべきと考える。その上で、5年ごとの見直しについては、それを待たずして、適宜、この条例を見直すよう求めたい。	<p>初回の見直しの際には、アンケート調査などで宿泊事業者等から意見聴取を行い、必要に応じて宿泊税制度の見直しに取り組む予定としております。</p> <p>その後は5年ごとに見直しを実施するとしていますが、社会情勢の動向により、必要に応じて、定めた見直し時期を待たずに宿泊事業者等への意見聴取や制度の見直しを検討する必要があると考えます。</p> <p>いただいたご意見については、見直しの際の参考にさせていただきます。</p>	対応4 (事業参考)
7使途の概要について	宿泊税の使途については、優先順位をつけて、施策を行うよう求める。具体的には、更新が迫っている案内サインや、美化活動に使われるよう求める。その上で、1年ごとに宿泊税の使途について、市民や議会に報告するよう求める。	<p>宿泊税については、観光都市としての魅力向上、滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進などの観光の振興を図る施策に優先順位を設けて充当します。</p> <p>宿泊税の使途として想定される事業については、熊本市観光マーケティング戦略に基づく新規・拡充事業の取組内容を例示していますが、いただいたご意見につきましては、各年度における具体的な事業検討の際の参考にさせていただきます。</p> <p>また、各年度における宿泊税の使途については、市ホームページへの公開や、議会への報告を行います。</p>	対応4 (事業参考)